

一般社団法人栃木県助産師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人栃木県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県下野市に置く。

2 当法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 当法人は、社団法人日本助産師会の活動に参加すると共に、会員相互の知識と技術の向上に努め、会員としての活動を通じて地域の母子保健医療福祉に貢献し、また会員相互の親睦及び交流を図ることを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) 次世代育成支援及びリプロダクティブヘルス／ライツの尊重、普及、活動に関する事業
- (3) 助産業務の質の保証並びに助産師育成及び資質の向上に関する事業
- (4) 助産及び母子保健の調査研究に関する事業
- (5) 会員相互扶助に関する事業
- (6) その他目的達成上必要な事業

(組 織)

第4条 当法人は、栃木県の各地区（県東・県西・県南・県北）に支部を置く。

2 会員は、開業届を提出している場合は開業届出先、それ以外の場合は居住地又は勤務地の所在する各地区支部のいずれかに所属する。

3 当法人に、専門部会として助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。

- (1) 助産所部会は、主として分娩を扱う助産所を開設し、又は運営する会員をもって組織し、助産所を開設し、又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
- (2) 保健指導部会は、主として保健指導を業とする会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
- (3) 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
- (4) 正会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。
- (5) 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て会長が専門部会規程に定める。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい掲示板に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員及び入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する個人とする。

(2) 名誉会員は、正会員であった者で、当法人に顕著な功労があつて理事会の推薦を受け、本人の承諾を得て総会において承認された者とする。

(会 費)

第7条 正会員は、総会の議決を経て、細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 助産師免許を取り消されたとき

(2) 退会したとき

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(5) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき

(6) 除名されたとき

(7) 法人が解散し、又は破産したとき

2 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとする。

(退 会)

第9条 正会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会(以下「総会」という。)において総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員名簿)

- 第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- 理事 4名以上10名以内
監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、3名を副会長、1名を書記、1名を会計とすることができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から、選任する。
- 2 代表理事、副会長、書記及び会計は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 副会長は、各専門部会長を兼ねることができる。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款の定め並びに総会及び理事会の決議に基づき、当法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 資産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 資産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は第6章の定めにかかわらず、理事会を招集すること。

(任期)

- 第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、その辞任又は任期満了により役員が欠け又は

本定款で定める役員の員数が欠けることとなる場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって行わなければならない。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、報酬規程に定める。

第4章 社団法人日本助産師会に係る代議員及び予備代議員

(加 入)

第19条 当法人は、社団法人日本助産師会に加入するものとする。

(代議員)

第20条 当法人は、社団法人日本助産師会の総会において議決に参加するため、代議員を選任するものとする。

2 代議員は、理事の中から総会において選任する。なお、会長は代議員を兼ねることができる。

(代議員の任期)

第21条 代議員の任期は、代議員として選出された日の属する年度の翌年度の1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 代議員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(予備代議員)

第22条 予備代議員は、代議員が欠けたとき又は事故がある場合に備えて、総会において選任する。

2 予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。

(職 務)

第23条 代議員及び予備代議員は、当法人を代表して社団法人日本助産師会の総会に出席し、当法人の総会の決定に則って、その議決権を行使する。

(資格の喪失)

第24条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任できる。

2 前項のほか、代議員は、第8条に掲げる会員喪失によって代議員の資格を失う。

(員数)

第25条 代議員及び予備代議員の員数は、社団法人日本助産師会の規定に従う人数とする。

(代議員の報酬)

第26条 代議員は無報酬とする。

2 代議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 社員総会

(構成)

第27条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(種類及び開催)

第28条 当法人の社員総会は、通常総会、臨時総会の2種とし、通常総会をもって一般法人法の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があった場合に、理事会の決議により開催する。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会の決議により総会を開催しなければならない。

5 社員総会は、正会員の10分の1以上の出席をもって成立する。

(招集)

第29条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも総会の日前までに通知しなければならない。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長及び議決)

第30条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 社員総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(社員総会議決事項)

第31条 社員総会において次の事項を決議する。

- (1) 一般庶務に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 事業に関する事項

- (4) 予算に関する事項
- (5) 会則に関する事項
- (6) 役員・代議員及び予備代議員の選任に関する事項
- (7) 会員の資格認定、会員の褒章並びに懲戒に関する事項
- (8) その他重要事項

(議事録)

第32条 社員総会の議事の経過の要領及びその結果については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも理事会の日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決等)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の開催に関する事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 会則の変更の発案に関する事項

- (4) 予算案の編成に関する事項

- (5) 重要な会務の処理に関する事項

- (6) 専門的事項を検討する委員会設置・運営等に関する事項

(7) 支部活動に関する要望等の事項

(8) その他会長の必要と認める事項

2 理事会は、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ開くことができない。

(議長及び議決)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会の議決は、出席した理事の過半数の同意をもってこれを決する。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び事業

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第44条 当法人を解散しようとするときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる

(残余財産の処分)

第45条 当法人の解散のときに有する残余財産は、総会の決議によって、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第46条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。(省略)

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成22年10月22日 (以下省略)